

第5章 放課後の子どもたちの居場所づくり （「京都市放課後子ども総合プラン」）（★）

現状と課題

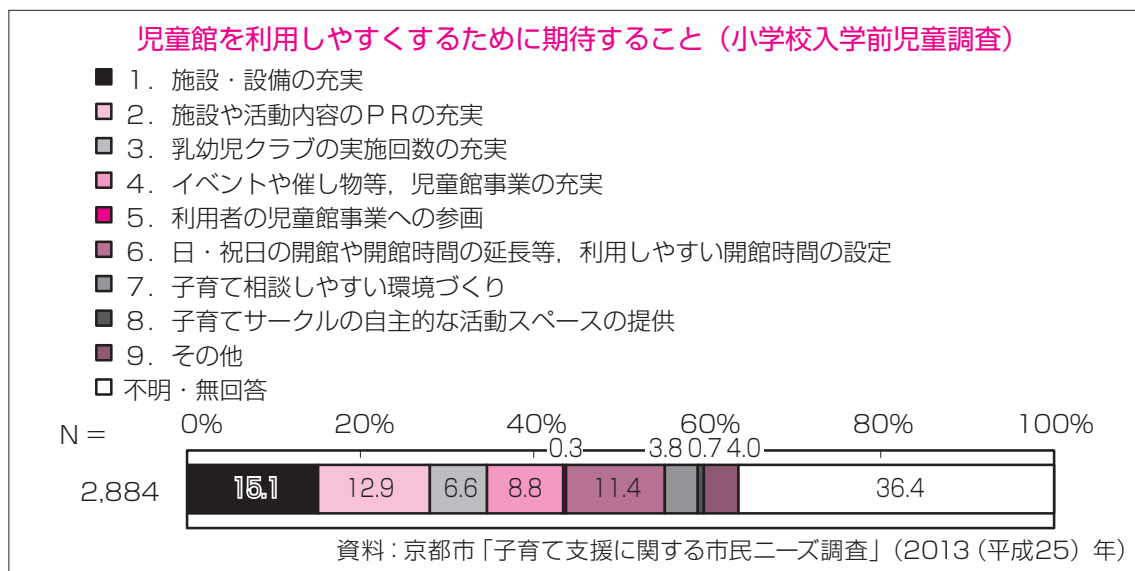
(1) 児童館・学童クラブ事業

京都市では、広く地域の児童を対象とした「自由来館機能」と昼間留守家庭児童を対象とした「学童クラブ機能」を有する一元化児童館について、市民の身近な場所での整備を進め、前計画の5年間で11館を開館し、2013（平成25）年4月に前計画に掲げる130館の設置目標を達成しました。これをもって、山間部を除く市域において、おおむね児童の日常生活圏での一元化児童館の設置を完了しました。

ニーズ調査（小学校入学前児童調査）においては、「児童館は知っているが、利用したことはない」、「児童館を知らなかった」を合わせると、約50%となっており、前回ニーズ調査とほぼ同様の結果となっています。その理由については、「既に子どもが幼稚園・保育施設等に通っているため」、「利用する時間がない」のような児童の生活パターンによる理由のほか、「児童館でどういう事業を実施しているのかわからない」、「利用方法（手続き等）がわからない」といった児童館活動についての情報の周知が課題となっています。



また、ニーズ調査における児童館に期待することについては、「施設・設備の充実」、「日・祝日の開館や開館時間の延長等、利用しやすい開館時間の設定」（小学校入学前児童調査）などが多くなっており、施設の充実や開館時間等についても検討が必要となっています。一方、「施設や活動内容のPRを充実する」も多くなっており、児童館活動についての情報の周知が求められています。



児童館では、子育てに対する不安や負担感を軽減することを目的として、子育てに関するボランティア活動である母親クラブ、乳幼児親子の交流や仲間づくりの場である乳幼児クラブを実施していますが、在宅での子育てが中心となる乳幼児親子には、他の親子や地域住民と気軽に交流できる機会が必要であり、より一層、身近な地域の子育て支援拠点として役割を果たすことが求められています。

また、中高生を中心とした思春期児童の利用については、赤ちゃんといふれあい、関わることにより、子育ての喜びや他者に対する関心、共感の能力を高めるなど、中高生の健全育成を図ることを目的に実施している中高生と赤ちゃんとの交流事業の実施箇所の拡大を図ってきました。さらに、2009（平成21）年9月から午後6時30分まで児童館の開館時間を30分延長したことに伴い、中高生の居場所づくりを進めてきましたが、更なる中高生の利用促進に向けた取組の検討が必要となっています。

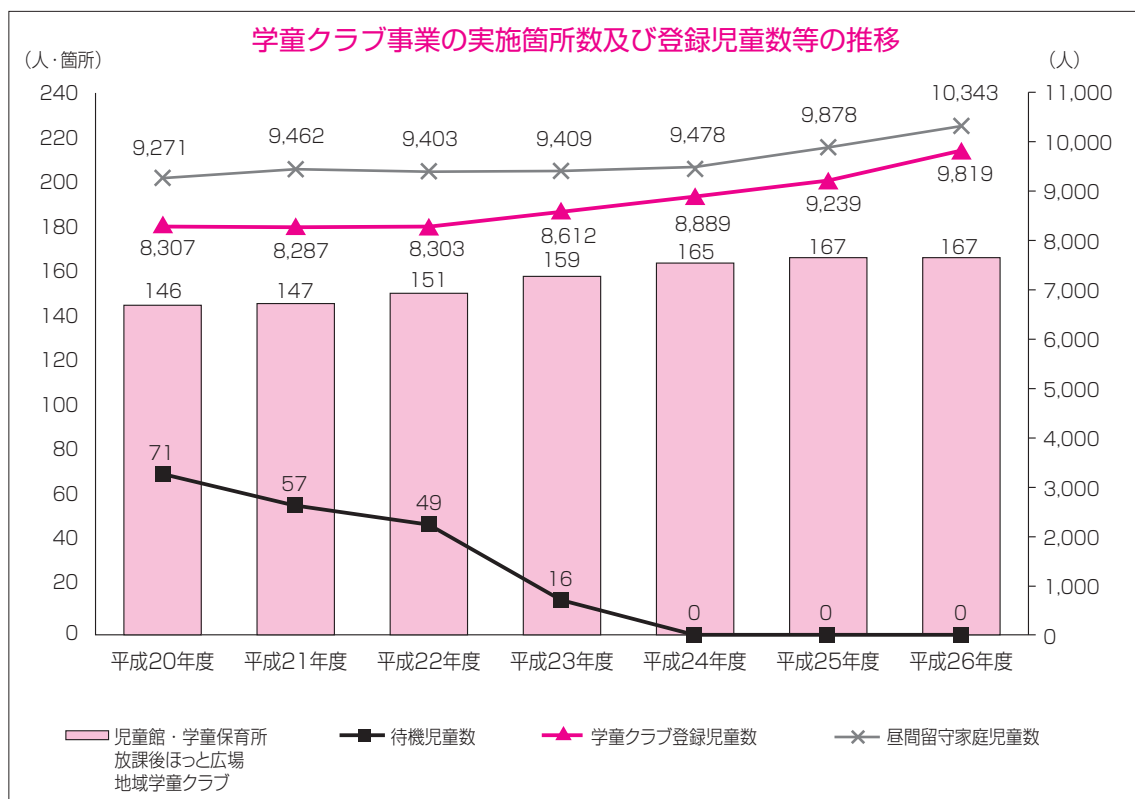
地域社会は子どもたちが成長するための重要な場であり、子どもたちが地域住民と交流を図ることは、子どもたちの人間関係を豊かにし、子どもたちが社会性を培うことにつながることから、地域と連携した児童館活動を展開することが重要となっています。

学童クラブ事業については、一元化児童館及び学童保育所において実施しており、一元化児童館の130館の設置完了に伴い、おおむね児童の日常生活圏において学童クラブ事業を実施しています。

また、新たな放課後児童対策として、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業とを緊密な連携により実施する放課後ほっと広場を2010（平成22）年度から開始し、現在8箇所で開催しています。

この他、近隣に学童クラブ事業を実施する児童館等がない地域や昼間留守家庭児童の多い地域については、民間の社会福祉法人等が実施する学童クラブ事業（以下「地域学童クラブ事業」という。）への補助を実施しています。地域学童クラブ事業は、山間地域など一定のニーズのある地域において学童クラブ事業を補完するとともに、大規模学童クラブや待機児童を解消する役割も担っています。

こうした取組により、学童クラブ事業については、2014（平成26）年4月現在、計167箇所（一元化児童館130箇所、児童館分室9箇所、学童保育所9箇所、放課後ほっと広場8箇所、地域学童クラブ11箇所）での実施となり、その結果、待機児童数については、2008（平成20）年度の71人から年々減少し、2012（平成24）年度以降、3年連続で待機児童ゼロを達成しています。



しかし、この5年間、小学校児童数は減少傾向にあるにもかかわらず、昼間留守家庭児童数は増加傾向を示しており、「学童クラブの大規模化」が課題となる中、2015（平成27）年度から実施が予定されている子ども・子育て支援新制度において、学童クラブ事業の対象が小学校3年生（障害のある児童は小学校4年生）までから、小学校6年生までに拡大されるとともに、国基準に基づき、各市町村において条例により放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めることとされ、「面積（児童1人につきおおむね1.65㎡以上）」、「支援の単位（一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人）」及び「支援の単位ごとに2名以上の職員の配置」などの基準に基づく学童クラブ事業の運営のための体制整備が求められることとなります。

また、民間の社会福祉法人等が実施する地域学童クラブ事業についても、この基準に基づく

学童クラブ事業の運営を求められることから、地域学童クラブ事業についても円滑に基準に基づく運営が行えるよう、支援を行う必要があります。

京都市では、学童クラブ事業に従事する職員が必要な知識及び技術を身につけるための研修について科目の体系化を図るとともに、実技研修、全国研修への職員派遣など、初任者から中堅職員まで勤務経験等に応じた研修を実施しています。2013（平成25）年度には研修科目の追加等により内容を充実して研修を実施していますが、新たな職員の確保に当たっては、事業の質の確保・向上のために、既存の研修体系をいかした人材育成の手法の検討や、資格のない職員に対する資格取得支援等、更なる研修の充実を図る必要があります。

また、対象年齢の拡大により、新たに小学校4年生から6年生までの児童を受け入れることに伴い、利用希望者の受入を維持するため、放課後まなび教室とも十分に連携して対応するとともに、実施場所及び職員の確保により大規模クラブの解消に向けた取組が必要となります。併せて、利用児童の自立度の高さや社会性の向上などにより、小学校1年生から3年生までの児童とは異なる関わり方が求められるなど、これまでとは異なる支援を行う必要があります。

学童クラブ事業における障害のある児童（小学校4年生まで）の受入についても、この5年間年々増加する傾向にあり、介助者が不足している状況にあります。

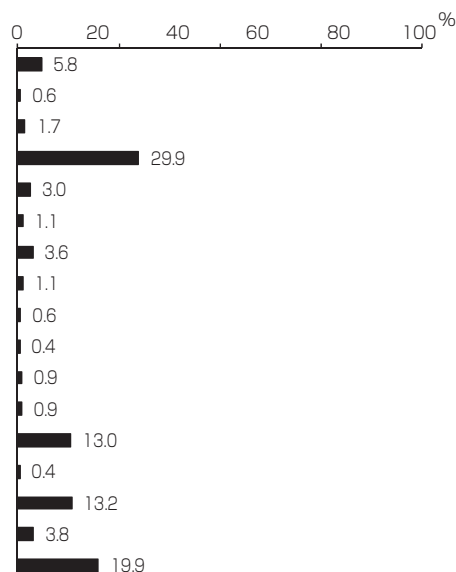
2007（平成19）年度から実施している、障害のある小学校5、6年生の児童を対象とした障害のある児童のサマーステイ事業（現はあとステイ事業）については、当初、小学校の夏期休業期間のみ実施していましたが、利用者からの夏期以外の休業期間の実施や利用施設の拡充を求める声を受け、2012（平成24）年度から順次、事業内容の充実を図り、実施期間を春期及び冬期休業期間に拡大するとともに、実施箇所についても全児童館で実施しています。

ニーズ調査（小学生児童調査）においても、学童クラブ事業等の「対象年齢の拡大」に次いで、「障害のある子どもの受入体制の充実」を望む割合が高くなっており、対象年齢の拡大により、登録児童の更なる増加に対応した受入体制の確保が必要となっています。

学童クラブ事業又は放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）に関する要望（小学生児童調査）

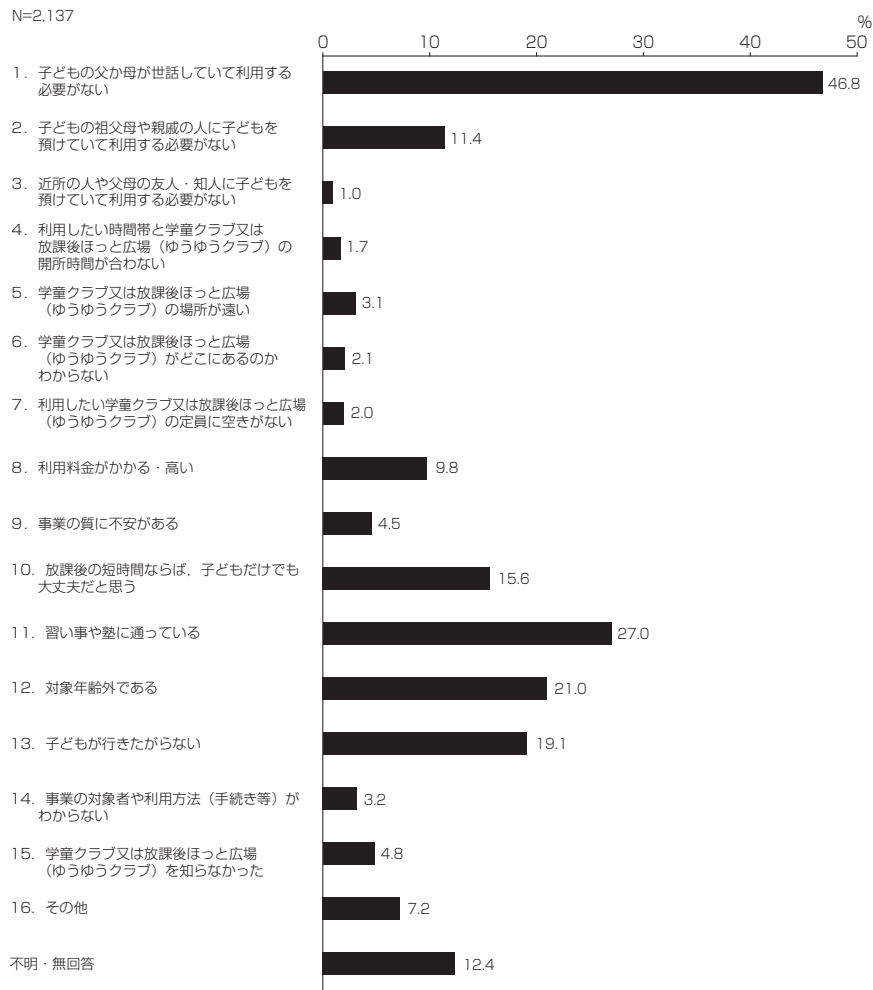
N = 468

1. 平日の預かり時間の延長
2. 土曜日の預かり時間の延長
3. 夏休み等の学校長期休業中の預かり時間の延長
4. 対象年齢の拡大
5. 施設の増改築
6. 設備の充実
7. 児童厚生員などの職員体制の充実
8. 活動内容の充実
9. おやつなどの充実
10. 受入れ児童数の拡大
11. 保護者への十分な情報伝達や意見要望への対応
12. 安全対策や衛生対策の充実
13. 障害のある子どもの受入れ体制の充実
14. 利用料金などの軽減
15. 特に要望はない／わからない
16. その他
- 不明・無回答



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

学童クラブ事業又は放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）を利用していない理由（小学生児童調査）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

（2）放課後まなび教室

京都市では、学校施設を有効に活用し、放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を図ることを目的として、2007（平成19）年度から小学校4年生から6年生までを対象として放課後まなび教室を実施し、2009（平成21）年度からは、対象学年を小学校1年生から3年生にも拡大し、全学年を対象とするとともに、全小学校区において実施しています。

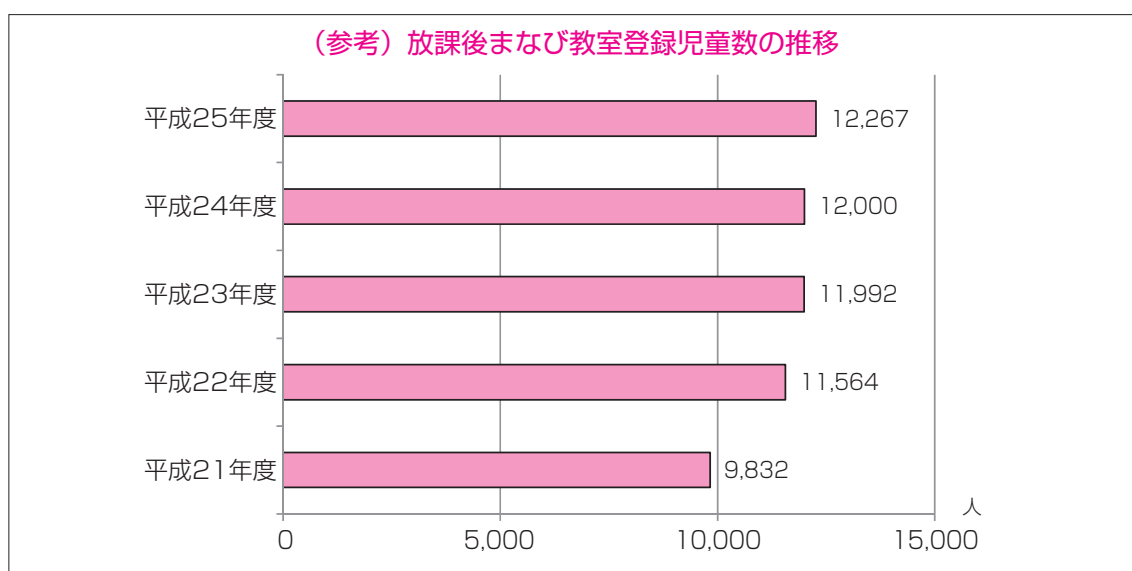
放課後まなび教室の希望者数は年々増加し、2013（平成25）年度には、前計画の目標数である10,500人を大きく上回る12,267人の登録数に達するとともに、登録希望者の全員登録を維持しており、着実に放課後まなび教室の推進が図られ、学童クラブ事業と同様に放課後の児童の安全・安心な居場所として大きな役割を果たしています。

また、新たな放課後児童対策として、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業とを緊密な連携により実施する放課後ほっと広場を2010（平成22）年度から開始し、現在8箇所で開催しています。

放課後まなび教室と学童クラブ事業の連携については、両事業の登録児童を対象とした行事

の実施や、児童の所在確認についての連携など、地域の状況に応じた連携を進めるとともに、2012（平成24）年度から、小学校と同一敷地内に設置した児童館において、放課後まなび教室の登録児童が放課後まなび教室終了後に直接児童館を利用できるようにする取組を実施するなど、両事業の連携の一層の充実を図っています。

学童クラブ事業の対象年齢の拡大により、同じ放課後児童対策を担う放課後まなび教室と学童クラブ事業は、児童の立場に立った、より一層の連携が求められます。



施策を展開する今後の方向性

児童館においては、今後も引き続き、積極的に母親クラブ、乳幼児クラブなどの子育て支援に関する事業の充実や施設のPRに努め、子育ての不安や悩み等を抱える保護者同士が気軽に集い交流できる場となるよう、取組を進めます。

中高生を中心とした思春期児童に対しては、児童の自主的な活動につながる取組の実施などにより、更なる利用促進を図っていきます。また、中高生と赤ちゃんとの交流事業については、思春期児童のうちから子育てへの関わりを学ぶことで、将来の子育てに対する不安を軽減するとともに、子どもたちが子育ての喜びを感じられるものとなるよう、引き続き取組を推進していきます。

また、児童館と地域の子どもに関わる機関や団体が連携することにより、子どもや子育て家庭を支える地域づくりを推進していきます。

学童クラブ事業については、就労家庭の増加に伴う登録児童数の増加や対象年齢の拡大に対応するため、登録児童数や昼間留守家庭児童数の動向を見極めながら、必要に応じて新たに小学校の余裕教室の活用を検討するなど実施場所を確保するとともに、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業の実施により、提供体制の確保を図ります。

また、児童の支援の単位ごとに2人以上の職員配置が必要となり、多くの新任職員が従事することとなることから、事業の質の確保・向上のため、都道府県実施の研修に加え、これ

まで実施している研修の計画的な履修など人材育成の手法の検討や資格のない職員に対する資格取得支援等、職員研修の充実を図ります。

併せて、対象年齢の拡大に伴い、新たに小学校4年生から6年生までの児童を受け入れることになる中で、児童の年齢に応じた支援が行えるよう、京都市の児童館・学童クラブ事業のガイドラインである児童館活動指針について、児童館関係職員の参画のもと、改訂を行います。

障害のある児童の受入に当たっては、障害の状況や発達段階を踏まえた支援が必要であり、専門機関との連携や研修の充実により、職員のスキルアップ及び介助者の質の向上を図ります。また、利用児童数の増加に対応するため、大学との連携による学生ボランティアの確保や介助者募集の広報の充実などにより介助者の確保に向けた取組をより一層推進し、受入体制の充実を図ります。

放課後まなび教室については、今後も希望者全員の登録を維持するとともに、学童クラブ事業と放課後まなび教室のより一層の連携を進め、放課後まなび教室と学童クラブ事業を融合した放課後ほっと広場の実施を拡大するなど、引き続き、きめ細かな放課後児童対策を推進し、子どもたちの安心・安全な活動場所の確保を図ります。

施策・主な取組

① 児童館・学童クラブ事業

109 学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続 **新規（推進中）**

＜保健福祉局＞

110 児童館等の地域での子育て支援機能の充実

児童館や保育園（所）等で市民の身近な地域での子育て支援活動を実施します。

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】◇児童館での地域子育て支援拠点事業（児童館・子育てほっと広場）の実施
◇児童館における子育て情報の一元的な発信

111 児童館における次世代育成事業の推進

地域の児童館において、中高生を中心とした事業を推進し、思春期児童の活動を支援します。

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】◇中高生の居場所づくりと活動の支援
◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実

112 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

児童館において、地域の関係機関や団体と連携し、子どもや子育て家庭を支える地域づくりを推進します。

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】 ◇地域住民との交流の推進
◇地域との連携の推進

113 学童クラブ事業及び放課後ほっと広場等の充実

＜保健福祉局，教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇対象年齢を小学校6年生まで拡大 新規
◇基準に基づく実施場所の確保による利用児童の処遇の向上 新規
◇基準に基づく職員配置による利用児童の処遇の向上 新規
◇職員研修の充実による事業の質の向上
◇児童館活動指針の改定 新規
◇放課後ほっと広場の実施拡大
◇地域学童クラブ事業への支援の充実

114 大規模学童クラブの解消に向けた取組の推進

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】 ◇基準に基づく実施場所の確保による利用児童の処遇の向上（再掲 P126） 新規
◇基準に基づく職員配置による利用児童の処遇の向上（再掲 P126） 新規

115 学童クラブ事業における障害のある児童の受入の促進

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】 ◇障害のある児童の受入体制の充実
・ 障害のある児童に係る職員研修の充実
・ 大学との連携による学生ボランティアの確保及び介助者募集，広報の充実
による介助者の確保

② 放課後まなび教室

116 放課後まなび教室の推進

＜教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇放課後まなび教室希望者全員の登録の維持

117 学童クラブ事業と放課後まなび教室の連携

＜保健福祉局，教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇行事や日常の取組に関する連携の推進等
◇放課後ほっと広場の実施拡大（再掲 P126）